

[事案 2023-315] 新契約取消請求

・令和 6 年 12 月 1 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 31 年 4 月に契約した終身保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料から解約返戻金額等を控除した差額を支払ってほしい。

- (1) 本契約の申込日は 3 月下旬だが、募集人が 4 月 1 日には転勤する予定という理由で、当日の契約を急がされた。
- (2) 募集人の説明は、メリットばかりの説明で、デメリットの説明がなく、クーリング・オフ、解約返戻金、前納保険料の解約時の返金に関する説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、本契約の申込時、設計書を 1 ページ目から順に説明しており、解約返戻金の推移については設計書に記載されているところ、募集人はその内容を申立人に説明している。
- (2) クーリング・オフについては、注意喚起情報に記載されており、募集人は申立人に対し注意喚起情報にて説明している。また、保険料を前納している場合の解約の取扱いは、設計書に記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 本契約の申込手続が平成 31 年 3 月下旬に行われているところ、募集人は同年 4 月 1 日に転勤しており、申込日は転勤前の最終日であったことが認められる。
- (2) 申立人は、事情聴取において、募集人が転勤間際であったので、契約を急がされ、設計書は急いで作って渡されて、あまり説明されていないなどと陳述し、設計書の印刷時間は 9 時 43 分 14 秒、申込書の印刷時間は 9 時 51 分 04 秒であり、その間 10 分もなく、当日の手続全体の時間も 30 分以内であったなどと陳述している。設計書の印刷時間と申込書の印刷時間との間隔が必ずしも設計書の説明時間であるというわけではないが、急いで契約をしたということに関する申立人の陳述内容が一貫していることからすれば、本契約の説明が十分に丁寧に行われていたかどうかには相当の疑問がある。